

平成27年8月4日

組合員・準組合員各位

浦安鐵鋼団地協同組合

交通対策委員長 神島勉

【交差点での駐停車と通勤車両の路上駐車は 直ちにやめてください】

交差点付近前後5mでの駐停車は道路交通法違反です。絶対に駐停車しないよう
お願いいたします。

委員会では二回目の全交差点一斉点検を7月に実施し、89台の違法駐車車両に
警告書を貼付しました。前回(5月に実施)より13台減ってとはいえ、まだまだ危険
な状況が解消されたとは到底いえません。

このような違法な状況が続くと、警察による取り締まりや、全面駐車禁止措置等
の規制強化を招くことにもなります。各社におかれましては、社員や出入りの運送
業者に注意を徹底されますようお願いいたします。

また、通勤車両の路上駐車も依然として減っ
ていません。7月に開催した交通安全講習会時
のアンケート結果でも、回答のあった63社中
敷地内に一部しか収容できず路上駐車している
と回答した会社が10社もあり、交差点内の駐
停車だけでなく二重三重駐車の原因となる通勤
車両の路上駐車への対応を要望する意見が多数
ありました。

鉄鋼団地内の道路は公道です。通勤車両は駐
車場を確保するか、公共交通機関での通勤をお
願いします。組合の駐車場にも少々空きがありますので事務局にお問い合わせくだ
さい。 組合・交通対策委員会では交通事故防止のために違法駐車・迷惑駐車撲滅
の運動を展開してまいります。各社におかれましては、交通法規の遵守、交通マナ
ー実践を社員の方々に周知徹底されますようお願いいたします。

